

京都市上下水道局管理規程第17号

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成20年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

京都市上下水道局専決規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「研修担当課長」を「研修・厚生担当課長，北部特環担当課長」に改める。

第4条第2項中「京北分室担当課長」を「北部特環担当課長又は京北分室担当課長に，「地域水道課長」を「地域事業課長」に改め，同条第3項中「研修担当課長」を「研修・厚生担当課長」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

専決権者	専 決 事 項
部長，室長及び水質管理センター所長	(1) 所属の課長及びこれに準じる者（配水管理センター及び鳥羽水環境保全センターの課長及びこれに準じる者を除く。次号において同じ。）の休暇（介護休暇を除く。），欠勤等の承認等に関すること。 (2) 所属の課長及びこれに準じる者の出張及び復命に関すること。 (3) 申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。 (4) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等に関すること。

	<p>(5) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等並びに個人情報の取扱いの是正に関すること。</p> <p>(6) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか，所管業務に係る事項で，許可，認可，承認等，これらの取消しの処分，指導，勧告，命令その他法令，条例等による権限の行使に関すること。</p> <p>(7) 1件賃料月額200,000円以下の不動産の借受けの決定に関すること。</p> <p>(8) 告示及び公告の決定に関すること。</p> <p>(9) 1件50,000,000円以下の工事施行に関すること。</p> <p>(10) 1件20,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。</p> <p>(11) 工事（委託，調査及び測量を含む。）の完了期限の延期に関すること。</p>
<p>担当部長及び 周辺地域対策 担当部長</p>	<p>(1) 担当事務に係る申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。</p>
<p>課長（配水管 理センター及 び鳥羽水環境 保全センター の課長を除 く。），監察課</p>	<p>(1) 所属職員（担当課長，財産担当課長，研修・厚生担当課長，北部特環担当課長及び京北分室担当課長は除く。次号から第4号までにおいて同じ。）の休暇（無給休暇及び介護休暇を除く。），欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関するこ</p>

長、所長（水  
質管理センタ  
ー所長、配水  
管理センター  
所長及び鳥羽  
水環境保全セ  
ンター所長を  
除く。）及び場  
長

と。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。

- (4) 所属職員的时间外勤務命令に関する事。
- (5) 軽易な又は定例の申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関する事。
- (6) 軽易な又は定例の証明付与に関する事。
- (7) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関する事。
- (8) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関する事。
- (9) 前各号及び別表第2に掲げる専決事項のほか、所管業務に係る軽易又は定例的な事項で、許可、認可、承認等、これらの取消しの処分、指導、勧告、命令その他法令、条例等による権限の行使に関する事。
- (10) 図書、雑誌及び新聞の購入契約に関する事。
- (11) ガス、電気、電話料金等定例の経費の支出決定に関する事。
- (12) 1件100,000円以下の別に定める支出に関する事。
- (13) 別に定める単価契約済の物件、労力その他の調達契約に関する事。
- (14) 使用料、手数料、受託工事収益その他諸収入の徴収に関する事。
- (15) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する事。

	(16) 売却の見込みのない不用物品（備品を除く。）の廃棄処分に関するすること。
担当課長，財産担当課長，研修・厚生担当課長，北部特環担当課長及び京北分室担当課長	(1) 担当事務に係る軽易な申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。

別表第2（第4条関係）

専決権者	専 決 事 項
次 長	(1) 部長及びこれに準じる者以上の者の休暇（介護休暇を除く。），欠勤等の承認等に関すること。ただし，7日以上のもを除く。 (2) 部長及びこれに準じる者以上の者の5日以内の出張及び復命に関すること。 (3) 職務に専念する義務の免除に関すること。 (4) 京都市職員の倫理の保持に関する条例施行規則（次号において「規則」という。）第5条による許可に関すること。 (5) 規則第7条による承認に関すること。 (6) 職員の研修に関すること。 (7) 1件8,000,000円以下の支出決定に関すること。 (8) 1件3,000,000円以下の予備費の充用に関すること。 (9) 予算の流用に関すること。

	<p>(10) 1件150,000,000円以下の工事施行決定及びこれに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(11) 1件400,000,000円以下の工事請負契約に関する事。</p> <p>(12) 1件80,000,000円以下の物品等の調達決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(13) 行政財産の用途の廃止及び変更に関する事。ただし、議会の議決又は同意を必要とするものを除く。</p> <p>(14) 不用物品の売却及び交換の決定並びに契約に関する事。</p> <p>(15) 1件賃料月額1,000,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。</p> <p>(16) 1件使用料月額300,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。</p> <p>(17) 使用料, 手数料その他諸収入の減免, 徴収停止及び不納欠損処分に関する事。</p> <p>(18) 見積価格又は金額5,000,000円未満の負担を伴わない不動産及び金品の寄付受納に関する事。</p> <p>(19) 本市の権利に属する損害賠償の額の決定に関する事。</p> <p>(20) 1件500,000円以下の法律上その義務に属する損害賠償の額の決定に関する事。</p>
<p>総務部長</p>	<p>(1) 営利企業従事の許可に関する事。</p> <p>(2) 臨時的任用職員の採用, 期間の更新, 退職等に関する事。</p>

- (3) 収入決定に関する事。
- (4) 1件2,000,000円以下の支出決定に関する事。
- (5) 1件5,000,000円以下の予算の流用に関する事。
- (6) 1件50,000,000円以下の工事請負契約に伴う経費の支出決定に関する事。
- (7) 1件100,000,000円以下の工事請負契約に関する事。
- (8) 1件20,000,000円以下の物品等の契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (9) 1件1,000,000円以下の不用物品の売却及び交換の決定並びに契約に関する事。
- (10) 1件賃料月額200,000円以下の不動産の借受契約並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。
- (11) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。
- (12) 職員公舎に係る入退舎等に関する事。
- (13) 負担の伴わないもので見積価額又は金額400,000円未満の金品の寄付受納に関する事。
- (14) 1件300,000円以下の行政財産の用途の廃止に関する事。
- (15) 一時借入金の借入及び元利償還に関する事。
- (16) 既納の使用料及び手数料の還付に関する事。
- (17) 企業債の収入及び元利償還並びにこれらに伴う経費の支出決定に関する事。

<p>周辺地域対策 担当部長</p>	<p>(1) 京都市地域水道の管理に関する条例（京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準用する場合を含む。次号から第4号までにおいて「条例」という。）第19条による指導、助言及び勧告に関する事。</p> <p>(2) 条例第21条による立入検査に関する事。</p> <p>(3) 条例第22条による給水の停止に関する事。</p> <p>(4) 条例第23条による給水装置の切離しに関する事。</p> <p>(5) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例第10条による計画の確認及び検査に関する事。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(1) 軽易な又は定例の広報に関する事。</p> <p>(2) 軽易な又は定例の広聴に関する事。</p> <p>(3) 業務上生じた事故の応急処置に関する事。</p> <p>(4) 市役所及び区役所の掲示場への掲示事項に関する事。</p> <p>(5) 例規集の編さんに関する事。</p> <p>(6) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。</p>
<p>財産担当課長</p>	<p>(1) 担当事務に係る証明に関する事。</p> <p>(2) 事業用土地建物の登記に関する事。</p> <p>(3) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関する事。</p> <p>(4) 無償又は1件賃料月額40,000円以下の不動産の借受けの決定及び契約に関する事。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 公有財産の所管換え（会計間での管理換えを伴わない課等相互間における所管換えをいう。）に関する事。</li> <li>(6) 土地の立入り及び測量に関する事。</li> <li>(7) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関する事。</li> <li>(8) 工事の着手及び中止命令に関する事。</li> </ul>
職員課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の給与等の支出決定、差押え及び過誤払に係る収入決定に関する事。</li> <li>(2) 所得税、市民税等の源泉徴収に関する事。</li> <li>(3) 退職職員の失業の認定に関する事。</li> <li>(4) 旅費の支出決定に関する事。</li> <li>(5) 職員の扶養親族、通勤手当、単身赴任手当及び住居手当の認定に関する事。</li> <li>(6) 職員等厚生会、京都市職員共済組合及び京都市健康保険組合の業務並びに職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定による職員の職務に専念する義務の免除に関する事。</li> <li>(7) 職員証の発行及びき章の貸与に関する事。</li> </ul>
研修・厚生担当課長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 職員の軽易な研修に関する事。</li> <li>(2) 職員の公務災害等の認定に関する事。</li> <li>(3) 衛生管理者、作業主任者、安全運転管理者及び火元責任者の任免に関する事。</li> <li>(4) 職員の健康検診の実施に関する事。</li> </ul>



	<ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 職員の被服の貸与に関する事。</li> <li>(6) 健康保険法及び厚生年金保険法による届出に関する事。</li> <li>(7) 退隠料、遺族扶助料等の受給資格の認定、支出決定及び過誤払に係る収入決定に関する事。</li> </ul>
<p>経 理 課 長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 入金伝票、出金伝票及び振替伝票による収納又は支払いに関する事。</li> <li>(2) 1件1,000,000円以下の収入決定に関する事。</li> <li>(3) 1件500,000円以下の支出決定に関する事。</li> <li>(4) 1件1,000,000円以下の予算の流用に関する事。</li> <li>(5) 1件10,000,000円以下の工事施行に伴う経費の支出決定に関する事。</li> <li>(6) 1件5,000,000円以下の物品等の調達に伴う経費の支出決定に関する事。</li> <li>(7) 金銭及び有価証券の出納に関する事。</li> <li>(8) 預金利息に関する事。</li> <li>(9) 会計間における短期貸付金の貸付け及び短期借入金の借入れに関する事。</li> <li>(10) 1件200,000,000円以下の一時借入金の借入れ及び元利償還に関する事。</li> <li>(11) 水道の給水装置の新設等に係る加入金及び負担金、ガスの供給設備の新設等に係る負担金並びに電話の設置に係る工事負担金等の支出決定に関する事。</li> <li>(12) ガス及び電気の需給契約（電気事業法に規定する特定規模電</li> </ul>

	<p>気事業に係る電気の供給を受ける契約で、本市が電気を供給することを伴わないものを除く。) に関する事。</p> <p>(13) 1件賃料月額40,000円以下の不動産の借受けに伴う経費の支出決定に関する事。</p>
用 度 課 長	<p>(1) 1件5,000,000円以下の物品等の調達契約に関する事。</p> <p>(2) 1件30,000,000円以下の工事請負契約に関する事。</p> <p>(3) 1件500,000円以下の不用物品の売却及び交換契約に関する事。</p> <p>(4) 単価契約済みのものに関する事。</p> <p>(5) 入札保証金及び契約保証金の納入及び還付に関する事。</p>
営 業 課 長	<p>(1) 営業所の業務上生じた事故の応急処置に関する事。</p> <p>(2) 予納金の徴収、清算及び返還に関する事。</p> <p>(3) 水道メーター損失弁償金の徴収に関する事。</p> <p>(4) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に関する事。</p> <p>(5) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の徴収に関する事。</p> <p>(6) 井戸汚水等の認定に関する事。</p> <p>(7) 京都市公共下水道事業条例第17条第4項に規定する認定に関する事。</p>
地域事業課長	<p>(1) 京都市地域水道の管理に関する条例（次号から第5号までに</p>

	<p>において「条例」という。) 第3条及び第7条による承認に関する こと。</p> <p>(2) 条例第4条による水道メーターの設置に関すること。</p> <p>(3) 条例第8条による設計の審査に関すること。</p> <p>(4) 条例第9条による完了検査に関すること。</p> <p>(5) 条例第13条による使用水量の決定に関すること。</p>
<p>北部特環担当 課長</p>	<p>(1) 地域事業課に所属する職員のうち北部地域特定環境保全公共 下水道事業に係る事務に従事する職員（北部特環担当課長を除 く。次号から第4号までにおいて「北部特環担当職員」という。） の休暇（無給休暇及び介護休暇を除く。），欠勤等の承認等に 関すること。</p> <p>(2) 北部特環担当職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 北部特環担当職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に 関すること。ただし，職務に専念する義務の特例に関する条例 施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。</p> <p>(4) 北部特環担当職員の時間外勤務命令に関すること。</p> <p>(5) 担当事務に係る証明に関すること。</p> <p>(6) 業務上生じた事故の応急処置に関すること。</p>
<p>京北分室担当 課長</p>	<p>(1) 地域事業課京北分室に勤務する地域事業課所属職員（京北分 室担当課長を除く。次号から第4号までにおいて「京北分室職 員」という。）の休暇（無給休暇及び介護休暇を除く。），欠勤等 の承認等に関すること。</p> <p>(2) 京北分室職員の出張及び復命に関すること。</p>

- (3) 京北分室職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関する  
こと。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例施行  
規程第2条第6号の規定によるものを除く。
- (4) 京北分室職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 担当事務に係る証明に関すること。
- (6) 京都市京北地域水道の管理に関する条例第14条において準  
用する京都市地域水道の管理に関する条例（次号から第10号  
までにおいて「条例」という。）第3条及び第7条による承認に  
関すること。
- (7) 条例第4条による水道メーターの設置に関すること。
- (8) 条例第8条による設計の審査に関すること。
- (9) 条例第9条による完了検査に関すること。
- (10) 条例第13条による使用水量の決定に関すること。
- (11) 京都市京北地域水道の管理に関する条例（次号において「京  
北水道条例」という。）第4条による給水用具の構造及び材質の  
指定に関すること。
- (12) 京北水道条例第8条及び第9条による使用水量の決定に関す  
ること。
- (13) 京都市京北特定環境保全公共下水道条例（次号から第17号  
までにおいて「京北下水道条例」という。）第4条による排水管  
の内径等の決定に関すること。
- (14) 京北下水道条例第5条による計画の確認及び検査に関するこ  
と。
- (15) 京北下水道条例第6条による清掃に関すること。

	<p>(16) 京北下水道条例第16条による排出量の認定に関すること。</p> <p>(17) 京北下水道条例第17条による装置の設置に関すること。</p>
<p>資器材・防災 センター所長</p>	<p>(1) 貯蔵品（活性炭を除く。）の出納に関すること。</p> <p>(2) 前号に規定する貯蔵品の京都市上下水道局会計規程（以下次号において「規程」という。）第28条の規定による前渡に関すること。</p> <p>(3) 1件500,000円以下の物品の不用の決定及び不用物品の売却決定に関すること。</p> <p>(4) 1件200,000円以下の車両修理契約及び修理費の支出に関すること。</p> <p>(5) 廃棄物品の処分の決定に関すること。</p> <p>(6) 水道メーター試験の実施に関すること。</p> <p>(7) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。</p>
<p>営業所長</p>	<p>(1) 給水の承認及び給水の停止に関すること。</p> <p>(2) 1件1,000,000円以下の補助配水管及び給水装置工事の施行に関すること。</p> <p>(3) 給水装置工事の承認、設計の審査及び完了の検査に関すること。</p> <p>(4) 1件1,000,000円以下の補助配水管及び給水装置工事の請負契約に関すること。</p> <p>(5) 1件5,000,000円以下の工事負担金の額の決定及び収入に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 水道メーターの設置及び取替えに関すること。</li> <li>(7) 加入金の徴収に関すること。</li> <li>(8) 給水装置工事並びに給水装置工事の設計の審査及び完了の検査の費用の徴収及び分割納入の承認に関すること。</li> <li>(9) 水道の使用水量の決定に関すること。</li> <li>(10) 予納金の徴収、清算及び返還に関すること。</li> <li>(11) 京都市公共下水道事業条例第22条に規定する概算使用料の徴収及び精算に関すること。</li> <li>(12) 給水装置工事前材料の売却の決定及びその売却代金の徴収に関すること。</li> <li>(13) 水道メーターの損失弁償の決定及びその弁償金の徴収に関すること。</li> <li>(14) 水洗便所築造工事貸付金償還金及びその延滞金の徴収に関すること。</li> <li>(15) 水洗便所築造工事貸付金償還金に係る延滞金の減免に関すること。</li> <li>(16) 取付管新設工事の費用の徴収に関すること。</li> <li>(17) 工事の着手及び中止命令に関すること。</li> <li>(18) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。</li> </ul>
水道部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 疏水の停止及び取水量の調整に関すること。</li> <li>(2) 疏水運河に係る1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。</li> </ul>

水道部管理課 長	(1) 軽易な又は定例の広報に関すること。 (2) 軽易な又は定例の広聴に関すること。 (3) 業務上生じた事故の応急処置に関すること。 (4) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関するこ と。 (5) 活性炭の出納に関すること。 (6) 工事の着手及び中止命令に関すること。
給水課長	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関するこ と。 (2) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (3) 鉛製給水管取替工事助成金の交付に関すること。
配水課長	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関するこ と。 (2) 工事の着手及び中止命令に関すること。 (3) 路面復旧工事の施行通知に関すること。
工務課長	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関するこ と。 (2) 工事の着手及び中止命令に関すること。
配水管理セン ター所長	(1) 所属の課長及びこれに準じる者の休暇（介護休暇を除く。）、 欠勤等の承認等に関すること。 (2) 所属の課長及びこれに準じる者の出張並びに復命に関するこ と。

- (3) 軽易な又は定例の申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。
- (4) 軽易な又は定例の証明付与に関すること。
- (5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。
- (6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。
- (7) 前各号及び別表第2に掲げる他の専決事項のほか，所管業務に係る軽易又は定例的な事項で，許可，認可，承認等，これらの取消しの処分，指導，勧告，命令その他法令，条例等による権限の行使に関すること。
- (8) 図書，雑誌及び新聞の購入契約に関すること。
- (9) ガス，電気，電話料金等定例の経費の支出決定に関すること。
- (10) 1件100,000円以下の別に定める支出に関すること。
- (11) 別に定める単価契約済の物件，労力その他の調達契約に関すること。
- (12) 使用料，手数料，受託工事収益その他諸収入の徴収に関すること。
- (13) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関すること。
- (14) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関すること。
- (15) 断水の実施に関すること。



	<p>(16) 工事の着手及び中止命令に関すること。</p> <p>(17) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。</p>
配水管理センターの課長	<p>(1) 所属職員（担当課長は除く。次号から第4号までにおいて同じ。）の休暇（無給休暇及び介護休暇を除く。）、欠勤等の承認等に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程第2条第6号の規定によるものを除く。</p> <p>(4) 所属職員の間外勤務命令に関すること。</p>
洛西配水場長	<p>(1) 断水の実施に関すること。</p> <p>(2) 工事の着手及び中止命令に関すること。</p> <p>(3) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。</p>
浄水場長	<p>(1) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関すること。</p> <p>(2) 工事の着手及び中止命令に関すること。</p> <p>(3) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関すること。</p>
疏水事務所長	<p>(1) 土地の立入り及び測量に関すること。</p> <p>(2) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関すること。</p>

	<p>(3) 疏水運河に係る1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可で、電柱、水道管、ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るものに関する事。</p> <p>(4) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。</p> <p>(5) 工事の着手及び中止命令に関する事。</p>
<p>漏水修繕センター所長</p>	<p>(1) 給水装置の修繕に係る修繕用材料の売却の決定及び売却代金の徴収に関する事。</p> <p>(2) 特別給水の実施及び特別給水に係る料金等の徴収に関する事。</p> <p>(3) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。</p>
<p>下水道部管理課長</p>	<p>(1) 軽易な又は定例の広報に関する事。</p> <p>(2) 軽易な又は定例の広聴に関する事。</p> <p>(3) 業務上生じた事故の応急処置に関する事。</p> <p>(4) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関する事。</p> <p>(5) 工事の着手及び中止命令に関する事。</p> <p>(6) 路面復旧工事の施行通知に関する事。</p> <p>(7) 排水設備工事の施行に関する事。</p> <p>(8) 排水設備工事の計画の確認及びしゅん工検査に関する事。</p> <p>(9) 水洗便所設置特別助成金の交付の決定に関する事。</p> <p>(10) 水洗便所築造工事に係る資金の貸付けの決定及び償還金の徴</p>

	<p>収並びに延滞金の減免に関する事。</p> <p>(11) 水洗便所設置奨励金の交付の決定に関する事。</p> <p>(12) 排水設備工事の費用の徴収及び当該費用の分割納入の承認に関する事。</p> <p>(13) 排水設備工事のしゅん工検査の費用の徴収に関する事。</p> <p>(14) 雨水貯留施設の設置助成金の交付の決定に関する事。</p>
下水道部施設課長	<p>(1) 業務上生じた事故の応急処置に関する事。</p> <p>(2) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関する事。</p> <p>(3) 工事の着手及び中止命令に関する事。</p> <p>(4) 下水道法（以下次号及び第7号において「法」という。）第11条の2による使用の開始等及び公共下水道事業条例第11条の2による除害施設の設置等の届出に係る審査に関する事。</p> <p>(5) 法第12条の6第2項による期間の短縮の決定及び下水道法施行規則第11条による受理書の交付に関する事。</p> <p>(6) 特定事業場等への立入検査及び事業場排水の水質検査の実施及び判定に関する事。</p> <p>(7) 法第39条の2による報告の徴収に関する事。</p> <p>(8) 特別汚水使用料に係る水質等の認定に関する事。</p> <p>(9) 緊急時における口頭による応急措置命令に関する事。</p>
設計課長	<p>(1) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関する事。</p>
鳥羽水環境保	<p>(1) 所属の課長及びこれに準じる者の休暇（介護休暇を除く。），</p>

全センター所

長

欠勤等の承認等に関すること。

(2) 所属の課長及びこれに準じる者の出張並びに復命に関すること。

(3) 軽易な又は定例の申請，届出，報告，照会，回答，通知等に関すること。

(4) 軽易な又は定例の証明付与に関すること。

(5) 京都市情報公開条例による公文書の公開の請求に対する決定等のうち軽易なものに関すること。

(6) 京都市個人情報保護条例による個人情報の開示，訂正及び利用停止の請求に対する決定等のうち軽易なもの並びに個人情報の取扱いの是正のうち軽易なものに関すること。

(7) 前各号及び別表第2に掲げる他の専決事項のほか，所管業務に係る軽易又は定例的な事項で，許可，認可，承認等，これらの取消しの処分，指導，勧告，命令その他法令，条例等による権限の行使に関すること。

(8) 図書，雑誌及び新聞の購入契約に関すること。

(9) 1件50,000,000円以下の工事施行決定に関すること。

(10) ガス，電気，電話料金等定例の経費の支出決定に関すること。

(11) 1件100,000円以下の別に定める支出に関すること。

(12) 別に定める単価契約済の物件，労力その他の調達契約に関すること。

(13) 使用料，手数料，受託工事収益その他諸収入の徴収に関すること。

	<p>(14) 1件5,000,000円以下の物品等の調達決定に関する こと。</p> <p>(15) 売却の見込みのない不用物品(備品を除く。)の廃棄処分に関 すること。</p> <p>(16) 工事の着手及び中止命令に関すること。</p> <p>(17) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の 目的外使用の許可に関すること。</p>
<p>鳥羽水環境保 全センターの 課長</p>	<p>(1) 所属職員(担当課長は除く。次号から第4号までにおいて同 じ。)の休暇(無給休暇及び介護休暇を除く。),欠勤等の承認等 に関すること。</p> <p>(2) 所属職員の出張及び復命に関すること。</p> <p>(3) 所属職員の日以内の職務に専念する義務の免除に関するこ と。ただし,職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程 第2条第6号の規定によるものを除く。</p> <p>(4) 所属職員の時外勤務命令に関すること。</p>
<p>管路管理セン ター所長</p>	<p>(1) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関するこ と。</p> <p>(2) 工事の着手及び中止命令に関すること。</p> <p>(3) 1件1,000,000円以下の取付管新設工事,取付管維 持工事,雨水ます工事及び小規模工事の請負契約に関すること。</p> <p>(4) 取付管新設工事の費用の徴収に関すること。</p> <p>(5) 取付管及び排水設備の清掃の費用並びに取付管維持工事,雨 水ます工事及び小規模工事の費用の徴収に関すること。</p>

	(6) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。
ポンプ施設事務所長	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関する事。 (2) 工事の着手及び中止命令に関する事。 (3) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。
水環境保全センター所長 (鳥羽水環境保全センター所長を除く。)	(1) 1件10,000,000円以下の工事施行決定に関する事。 (2) 工事の着手及び中止命令に関する事。 (3) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。
下水道建設事務所長	(1) 工事の着手及び中止命令に関する事。 (2) 別に定める1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の許可に関する事。
水質第1課長	(1) 軽易な又は定例の広報に関する事。 (2) 軽易な又は定例の広聴に関する事。 (3) 業務上生じた事故の応急処置に関する事。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部総務課)